市街化調整区域の下水道整備について

資料2　　〇

１　計画の概要

本市の下水道整備は、下水道法に基づき昭和44年に着手し、主に市街化区域を中心に整備を進め、市街化区域内の普及率は現在99.9％に及んでいます。

市街化調整区域については、人口減少等の社会情勢の変化や下水道の健全な経営を踏まえつつ合併処理浄化槽の促進と調整を図りながら、「市街化調整区域における汚水整備の方針」に基づき、「汚水適正化処理計画」を今年５月の当審議会にて説明させていただきました。

市街化調整区域における下水道整備区域（１０年間）につきましては、８月１日から市ホームページにて公表しております。

今後の予定につきましては、来年度に受益者分担金条例を制定し、2021年度の工事着手に向け設計業務など準備をしてまいります。

２　計画の経緯と予定

　　平成23年３月　　　 　：下水道中期ビジョンの策定「市街化調整区域における下水道及び合併処理浄化槽の効率的な整備促進」

2017（平成29）年１月 ：「市街化調整区域における汚水整備の方針について」の決定

2017（平成29）年１月 ：「**市街化調整区域における汚水整備の方針について」**

**下水道運営審議会へ報告**

2018（平成30）年３月 ：市街化調整区域における下水道整備区域の作成　委託

2018（平成30）年５月 ：**「汚水適正化処理計画」　下水道運営審議会へ報告**

2018（平成30）年８月 ：「市街化調整区域における下水道整備」の公表

2018（平成30）年11月：市街化調整区域における下水道整備区域の事業計画策定

2018年度～　　　 ：工事に伴う基本設計・実施設計委託　等

2019年度　　　　　　 ：受益者分担金条例制定

2021～2026年度　　　 ：第１期　下水道整備（国の交付金を活用する赤色の区域）

2027～2030年度　　　 ：第１期　下水道整備（黄色の区域）

2031年度以降　　　 ：第２期　下水道整備（予定）

